



2026年5月28日

各 位

会 社 名 近鉄グループホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 若 井 敬
コード番号 9041
上場取引所 東京（プライム市場）
問 合 せ 先 管理本部総務部長 川 口 浩 一
T E L 06（6775）3444

当社第115期定時株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」に関する
ISS社反対推奨に対する当社見解について

2026年6月19日開催予定の第115期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における第2号議案「定款一部変更の件」（以下「本議案」といいます。）につきまして、議決権行使助言会社のInstitutional Shareholder Services Inc.（以下「ISS社」といいます。）が反対推奨しております。つきましては、下記のとおり本議案に関する当社見解をご説明させていただきます。

株主の皆様におかれましては、本内容をご確認いただき、本議案についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ISS社の反対推奨の内容

ISS社は、本議案に含まれる「取締役の員数上限の設定」について、取締役の員数上限を15名とし、かつ総会後の空席を残さない（実数と同数になる）場合、既存の取締役を解任しない限り株主提案で候補者を追加で選任する柔軟性が失われるため、株主の利益に反するとして反対を推奨しています。

2. 本議案に関する当社見解

当社は、事業環境の急激な変化に適切に対応し、将来にわたりマルチステークホルダーの皆様から信頼され選ばれる存在であり続けるため、アップデートした「中期経営計画2028」に基づく各種施策を推進しております。

この一環として、経営の重要な基盤であるコーポレート・ガバナンス体制についても、取締役会の監督機能の強化と迅速かつ機動的な業務執行の実現、ひいては企業価値および株主価値の向上を推進するため、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役の規模を現状に見合った適正な水準に見直すことといたしました。したがって、本議案による員数上限の設定は、株主の皆様の権利を不当に制限する意図は一切なく、当社がガバナンスの強化を推し進める過程における合理的な措置であると判断しております。その理由は以下のとおりです。

(1) 継続的なコーポレート・ガバナンスの強化

多岐にわたる事業を展開する当社グループは、事業環境の変化を適切に捉え、持続的な成長に繋げる必要があります。今回の新体制への移行にあたっては、当社グループを取り巻く事業環境の変化に適切に対応し、迅速かつ機動的な業務執行を実現すべく、社内取締役（業務執行側）を実質2名減員し、経営の効率化を図りました。その上で、これまで取締役の員数上限を設けていなかった当社におきまして、取締役の規模の適正化を図る観点から、取締役の員数上限を15名、そのうち監査等委員である取締役の員数上限を5名とすることが最適かつ適切であると判断いたしました。員数上限が実数と同数となるのは、この継続的なコーポレート・ガバナンスの強化の過程であり、既存体制を固定化させ、株主の皆様の権利を不当に制限する意図は全くございません。

(2) 過半数を占める独立社外取締役による実質的な少数株主保護

新体制においては、取締役の過半数にあたる8名を独立社外取締役が占めることとなります。当該候補者は全員、東京証券取引所ならびに当社が定めた独立性基準を厳格に満たす「独立役員」として同取引所に届け出ております。当社は、豊富な経験と高い見識を持つ社外取締役から継続的に意見や助言を得るとともに、客観的で独立した視点に基づく率直かつ活発な議論を行うことにより、公正で合理的な意思決定を行い、経営に対する監督機能を発揮できる、開かれた取締役会への変革を推進しております。新体制においては、この過半数を占める独立社外取締役の存在により、実質的な少数株主保護が担保されていると考えております。

以上のとおり、本議案は株主提案の柔軟性を不当に損なうものではなく、当社取締役会の監督機能を強化し、迅速かつ機動的な業務執行の実現を目指す当社のガバナンスの強化に不可欠な措置です。当社の機関設計や構成は、現在の状態で固定化・硬直化させるものではなく、これまでも取締役の員数の削減や取締役会の多様化に取り組んでまいりました。今後も事業環境の変化等に応じて柔軟に体制の見直しを検討し、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図ってまいります。

改めまして、株主の皆様におかれましては、当社定時株主総会招集ご通知および上記の当社見解をご確認いただき、当該議案へのご理解を賜りますよう、よろしく願い申しあげます。

以 上